

提 供 日 2026/07/13
タイトル 令和8年度 風水害合同対処訓練
担 当 危機管理部 危機対策課
連 絡 先 対策班
TEL 054-221-3729



令和8年度 風水害合同対処訓練を実施します
～県・市町等の災害対応力の向上を図る実践的な図上訓練～

1 目 的

大規模な風水害の発生を想定した訓練を県や市町等で合同実施することにより、速やかな被害情報の収集、住民避難に係る適切な情報発信、配備体制の切替、関係機関への協力要請など、一連の手順や判断基準を確認します。これにより、刻々と変化する状況下で柔軟かつ迅速に対応できる災害対応力の向上を図ります。

2 重点事項

- ・災害対策本部等の設置
- ・災害救助法の適用判断
- ・自衛隊への災害派遣要請

3 日 時

令和8年7月15日(水)13時15分から16時30分まで

4 場 所

県庁別館5階 危機管理センター(東)

5 参加機関

- ・県:危機管理部、4地域局
- ・市町:下田市、三島市、吉田町、御前崎市
- ・関係機関:静岡地方気象台、陸上自衛隊、静岡県警察、県内消防本部

6 想定および訓練方式

大型の台風第X号が日本の南海上を発達しながら北上し、静岡県内に浸水、土砂災害、突風災害などが発生する事態を想定。

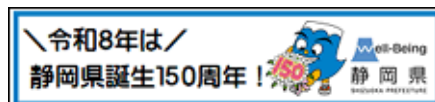
事前に詳細な展開を定めない「ブラインド型」で行います。訓練中に順次付与される気象情報や被害状況等の展開に基づき、県や市町がリアルタイムで意思決定や災害対応を行います。

7 主な訓練内容

- (1) 災害対策本部等の設置・運営
- (2) 災害救助法の適用に係る調整(2条2項適用、4号適用)
- (3) 自衛隊の災害派遣要請手続き
- (4) 市町情報収集要員、市町支援機動班の派遣調整
- (5) 避難情報の発令、避難所の開設判断
- (6) 被害状況などの各種情報の集約・共有・発信

8 取材に関する注意事項

別紙1のとおり

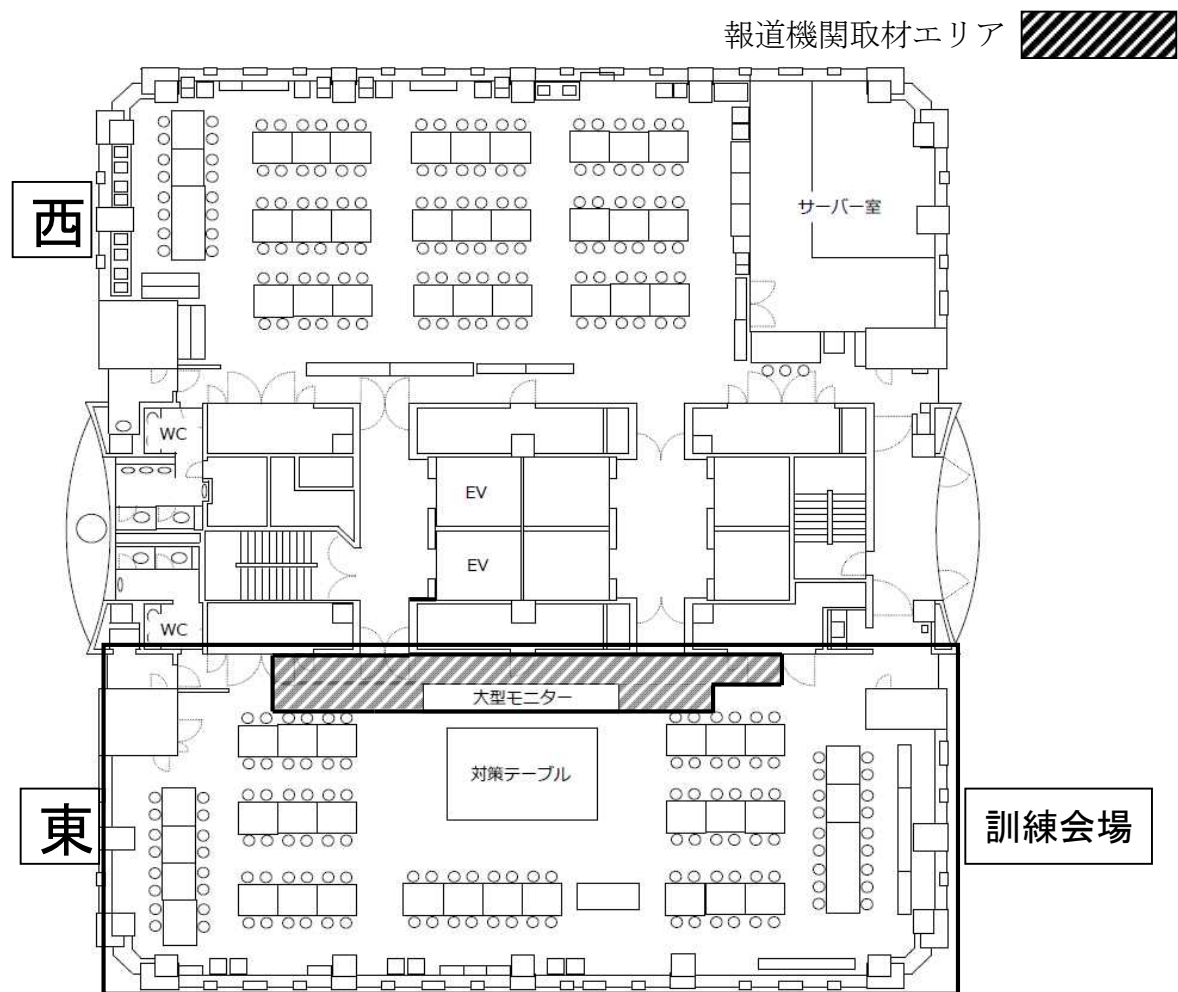


令和8年度 風水害合同対処訓練の取材に関する注意事項

訓練の実施に当たり、取材エリアを別館5階危機管理センター（東）に設置します。
取材に当たっての注意事項は以下のとおりです。

1 取材場所

- ・別館5階危機管理センター（東）で訓練を実施します。
- ・訓練時間は13時15分から16時30分までです。
- ・室内で取材をする場合は、下図の「報道機関取材エリア」内をお願いします。



2 その他

- ・報道関係者であると分かる腕章等を着用してください。
- ・訓練中の職員への取材は、訓練に差し支える場合がありますので、ご遠慮ください。
- ・訓練終了後、取材の希望があれば、危機対策課長が対応します。（囲み取材は行いません）